

少子・高齢化社会での高齢者の働く権利を問い直す 郵政「65歳解雇裁判」にご理解とご支援を

第11回口頭弁論

★ 11月27日 14:00

★ 東京地裁 527号法廷

* 終了後報告集会を行います。

弁護士会館5階会議室

非正規社員の「定年制」は公序良俗に反して違法

定年制は終身雇用と年功賃金を前提として初めて合理性が認めら

れる制度です。雇用期間に定めがあり、年功賃金とも縁のない非正規社員に定年制を設けることはその前提を欠いており合理性がありません。

少子・高齢化が急速に進む中で、高齢者の仕事と職場を確保していかなければ社会は維持できません。働く体力と意志のある高齢者の雇用を保障することは社会の要請です。年齢を理由に解雇するのは社会の流れに反し、企業の社会的責任を放棄するものです。

雇用対策法や政府の雇用政策基本方針に反する就業規則

雇用対策法は年齢を理由とした採用拒否を禁止しています。また、政府の雇用政策基本方針では「65歳を超えても働ける社会の実現」と「70歳まで働ける企業」の普及・促進を図る」としています。

65歳を超えたことを理由とする雇用の更新の禁止は、65

歳を超えている人の採用（雇用の更新）を年齢を理由に一律に禁止するもので雇用対策法に反しています。さらに、国が100%株主である「国営企業」が政府の方針を真つ向から否定するようなことを行うのは許されません。

高齢者の切り捨てを許さず、非正規社員の「65歳定年」の無効を求めて闘います

日本郵政は、年齢が65歳を超えていることを理由に1万3000人に上る非正規社員を昨年9月末で雇い止め・解雇しました。就業規則で期間雇用社員の「定年」が65歳とされたためです。しかし、65歳を超えたと言っても元気で働いており、これからも働き続ける体力も意志もある人たちです。働かなくては生活できない人もいます。年齢だけを理由に解雇するのは納得できず、許されません！ 就業規則の無効と解雇の取り消しを求め裁判を闘っています。みなさんのご理解とご支援をお願いします。

「支える会」のホームページをご覧ください。ネット署名もできます。

<http://www.ne.jp/asahi/post/union/65/> 「65歳裁判」でも検索可。

郵政非正規社員の「定年制」無効裁判を支える会
東京都千代田区外神田 6-15-14 外神田ストーク502号
郵政共同センター内

TEL:03-3837-5391 / FAX:03-3837-5392

メール: postunion@pop21.odn.ne.jp

HP <http://www.ne.jp/asahi/post/union/65/>

非正規社員の定年制ない会社が7割

JILPT
調査結果

社会の流れに反した非正規社員の「65歳定年」

労働政策研修・研究機構が昨年8月に1万5000社を対象に行ったアンケート調査によると、有期雇用社員の雇用継続を年齢を理由に制限しているのは全体の32.4%となっています。この調査からも明らかなように、非正規社員の場合、いわゆる「定年」を定

めている会社は少なく、多くが年齢には関係なく雇用を継続しています。

非正規社員の「65歳定年」を定めた就業規則がいかにか社会の流れに反したものであるかは、こうしたことから明らかです。

定年理由に雇止めした人を再雇用

会社は、65歳定年を理由に雇止めした人、107名を再度雇用していたことが明らかになりました。「年齢的に業務に絶えない」として解雇した人を再度雇用していること自体、おかしなことで自らの主張を否定するものです。

非正規社員の定年制が必要ないことはこのことから明らかです。

さらに、非正規社員就業規則では、会社が業務に耐えない判断した場合は雇用の更新を拒否することができることになっています。年齢によつて業務に絶えなくなった場合には雇用を打ち切ることが可能であり、「65歳定年」を定める必要性自体がないのです。

会社の主張の破たんは明らかです！

政府が年金支給開始年齢の引き上げを検討

基礎年金支給の開始年齢を68歳に引き上げることが検討されています。非正規社員には退職金もありません。65歳で雇用を打ち切られたら、68歳までの三年間どうやって生きていけば良いのでしょうか？

少子・高齢化の中で社会を維持して行くためには働く意欲と体力のある高齢者の雇用確保は不可欠です。そのためにも非正規社員の「定年制」の廃止が必要です。郵政「65歳解雇裁判」はこれからの社会を支える闘いです。

「65歳解雇」裁判と 郵政争議を闘う集会

郵政「65歳解雇」裁判は今年末で3年目を迎えようとしています。裁判は来年には証人調べに入る予定です。郵政職場で闘われている裁判や争議と連帯し、共に勝利を勝ち取るべく集会を行いたいと思います。支援のみさんの参加をお願いします。

【日 時】

11月28日18時30分

【場 所】

麹町区民館 洋室A・B
(千代田区麹町2-1-8)

Tel.3263-3831

【主 催】

郵政非正規社員の「定年制」
無効裁判を支える会